避難の協同センター
COOPERATIONCENTERFOR3.11

消されゆく原発事故被害と避難者の現在
「コロナをきっかけに露呈した社会の歪みと絡めて

避難の協同センター　　事務局長　瀬戸

■水俣と福島に共通する１０の手口■

「被災者の命と健康を守ろうとするより、被害を隠そうとし、ごまかし、被害の極小化を図る」

1、誰も責任を取らない／縦割り組織を利用する

☞東電経営陣　3人無罪判決　原発被害者への補償責任は誰？（国や東電が責任を果たさず福島県に丸投げ）

2、被害者や世論を混乱させ、「賛否両論」に持ち込む☞安全キャンペンと公平性「福島ではふつうに暮らしている」

3、被害者同士を対立させる　☞賠償金格差、区域内避難と区域外避難　（群馬訴訟）

☞もう避難の必要はない。保養も必要もない。

２０１２年１月以降の避難継続の相当性を肯定して損害発生を認めることは「（避難指示区域外に）居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となる」

－自主避難者の否定と誹謗

4、データを取らない／証拠を残さない　☞避難者の経済状況など実態把握を頑なに拒否

5、ひたすら時間稼ぎをする

☞原発損害賠償の時効（10年）が迫る。原発ＡＤＲ打ち切り急増　東電和解拒否

6、被害を過小評価するような調査をする　☞信頼できない健康調査と原発事故との因果関係の否定

7、被害者を疲弊させ、あきらめさせる　☞避難者への住宅支援打ち切りと帰還強制

①避難者は「避難者」ではなくなり、福島県の避難者数からは除外され、避難先の住宅を追われている現状とその全貌
②福島県内で「原発問題を語ること」が風評被害につながるとの言われ方で語れなくなっているという苦悩、
③今も誰一人として原発事故の責任を取っていないし、裁判も東電被告を無罪とした。これに対する被災者の思い。
④9年たった今の福島県民の思いや、オリンピック・パラリンピックムードで被災者の苦悩がかき消されようとしていた。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故後の避難者数一覧

◆復興庁発表のこの数値は各自治体に自ら「避難者登録をしている人数」（単位：人）

★東日本大震災の避難者数に集計漏れ　大阪府が報告を訂正　８８人→７９３人に

年月日	岩手	宮城	福島	山形	新潟	茨城	栃木	東京	埼玉	千葉	京都	大阪	兵庫	その他	合計
11.07.28	4,892	10,282	13,192	8,578	7,344	2,365	2,803	7,204	2,653	3,537	790	999	1,008	21,416	87,063
12.03.22	42,771	127,952	98,221	13,693	7,111	5,906	3,122	9,278	4,575	3,687	1,062	1,328	1,064	24,575	344,345
13.03.07	40,304	108,357	97,072	9,982	5,905	5,403	3,101	9,037	3,989	3,993	1,008	1,176	1,036	22,966	313,329
14.03.13	34,494	88,575	84,221	5,982	4,726	4,878	3,024	7,933	2,888	3,965	928	939	916	20,489	263,958
15.03.12	28,950	69,561	71,399	4,346	4,076	4,244	2,947	7,434	5,575	3,511	808	829	883	20,614	225,177
16.03.10	21,687	45,672	53,983	3,442	3,645	3,836	2,919	6,789	5,045	3,157	681	697	849	18,439	170,841
17.03.13	14,305	22,390	37,670	2,826	3,192	3,778	2,910	6,145	4,418	2,996	567	334	819	16,813	119,163
17.04.13	13,527	21,013	32,550	2,384	3,001	3,696	2,903	5,993	3,995	2,833	542	★809	830	15,594	109,670
18.03.15	8,364	8,502	15,458	2,160	2,763	3,492	2,900	5,004	3,647	2,662	454	746	779	14,434	71,365
19.03.11	3,459	1,993	8,678	1,939	2,560	3,348	2,862	4,595	3,460	2,587	389	783	771	13,140	50,564
19.12.09	1,906	1,373	10,534	1,751	2,408	3,291	2,862	4,312	3,243	2,469	366	756	769	14,497	48,633

福島の復興が進み、放射線影響が健康上にも問題がないと判断し、帰還が進んだのだろうか？

2017年3月末での住宅無償提供打ち切りに向けた2016年春からの執拗な退去強制、2019年3月末での民間賃貸家賃補助終了、国家公務員住宅退去強制など支援策の縮小と打ち切りも要因

避難区域の状況（平成23年4月22日時点）

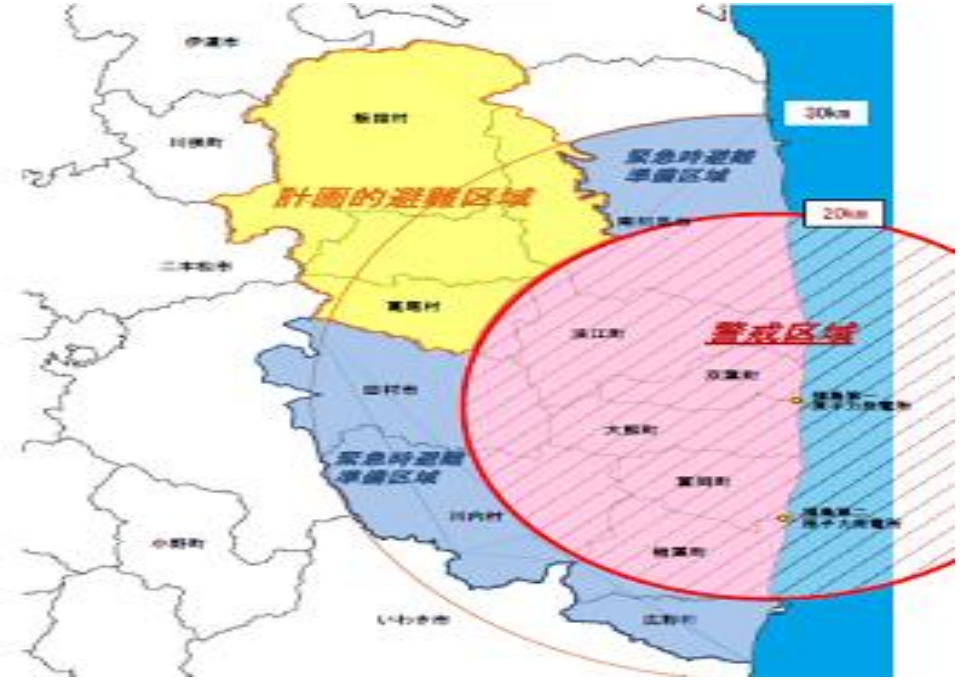

避難区域の状況(平成31年4月10日時点）

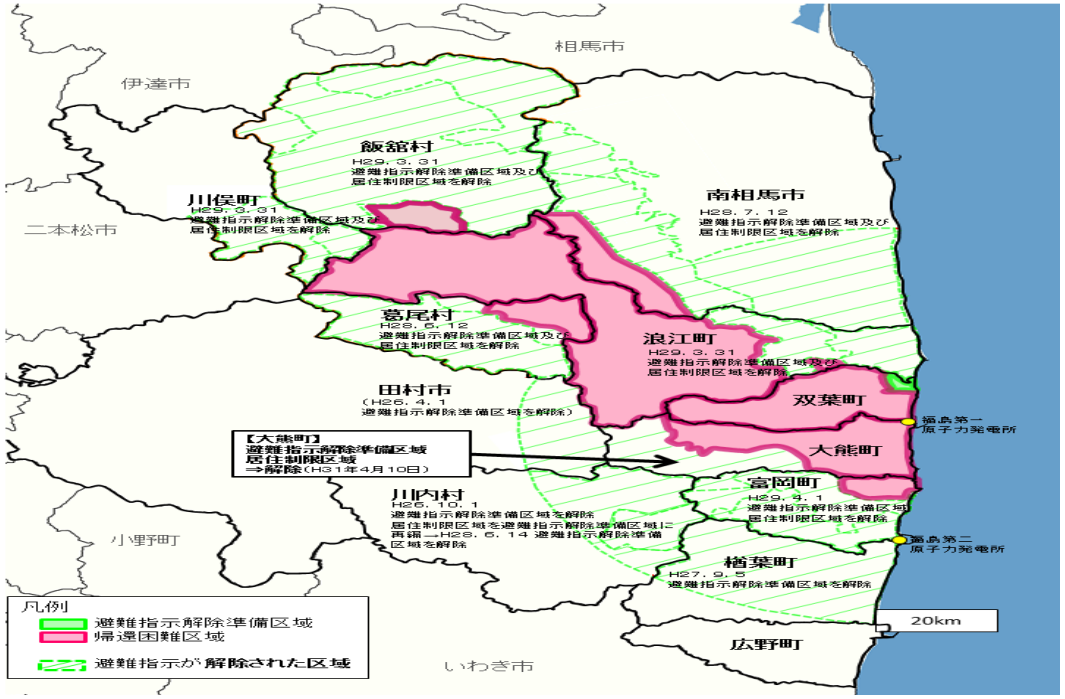

政府は、官邸で原子力災害対策本部会議を開き、東京電力福島第一原発事故に伴う帰還困難区域のうち、双葉、大熊、富岡三町の特定復興再生拠点区域（復興拠点）内にある一部地域の避難指示の先行解除を正式決定した。双葉町は避難指示解除準備区域も併せて解除した。解除日時は双葉町が三月四日午前零時、大熊町が三月五日午前零時、富岡町が三月十日午前六時。帰還困難区域の一部解除は初めて。

原発事故子ども被災者支援法は今どこに（2012年6月制定）

政府は、避難指示の解除の要件として、①年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②生活インフラが復旧していること、③県、市町村、住民との十分な協議――を挙げ、避難指示を解除し、区域外避難者への住宅支援も打ち切った。

子ども・被災者支援法の概要（平成24年6月27日施行）

■背景
- ○ 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- ○ 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- ○ 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- ○ 特に子どもに配慮した支援の必要性

⇨ 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念
- ○ 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- ○ 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- ○ 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- ○ 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- ○ 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- ○ 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

上記にのっとり、政府が策定 ⇦ 地域住民、避難している者等の意見を反映

◆基本方針
- ○ 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- ○ 支援対象地域(*)に関する事項　(*)放射線量が、20mSV未満だが「一定の基準」以上の地域
- ○ 被災者生活支援等施策に関する基本的事項　等

◆主な支援施策

対象地域内で生活する者
- ○ 就学援助
- ○ 食の安全・安心確保
- ○ 自然体験活動

避難先で生活する者
- ○ 住宅の確保
- ○ 学習支援
- ○ 就業支援

対象地域に帰還する者
- ○ 住宅の確保
- ○ 就業支援

その他
- ○ 健康診断

日本とチェルノブイリとの比較

汚染地域での追加被ばく線量と居住可能性に関する考え方の比較

チェルノブイリ	3.7万ベクレル/m²以上の汚染地域で適用される年間被ばく量の規定					
	居住可能地域		居住の認められない地域			
	社会経済的特典	移住権の保障	義務的移住	立入禁止(居住禁止)		
	～1mSv	1～5mSv	5mSv超	―		
日本	～1mSv	1～20mSv			20～50mSv	50mSv超
	除染の長期目標	汚染状況重点調査地域および避難指示解除(準備)地域			居住制限区域	帰還困難区域
	居住可能地域				居住の認められない地域	

＊日本では、土壌汚染による居住可能性の区分はない

吉田由布子さん講演資料より

レストラン 峰

3.163
nGy/h

AIN'T NO TIME
FOR HOSTING
AN OLYMPICS!
NOlympics
帰れないひなん者
約5万人
후쿠시마가 지금
올림픽 할 때냐
핵발전소 살인 행렬!
オリンピックを利用
ひなん解除
支援うちきり
VILLAGE

通行制限中
この先
帰還困難区

国道６号線で2マイクロシーベルトを超える場所で除草作業をおこなっていたのは外国人労働者だった。

(1)帰還困難区域の現状について

県は」８月５月、富岡町、浪江町、葛尾村の帰還困難区域からの避難者に対する住宅無償提供の2020年３月末打ち切りを再度発表しました。平成30年度「住まいに関する意向調査」では、「見通しが立っている」のは全体の約30%。３分の２の世帯が、見通しの立たない状況に置かれていることが明らかになっています。打ち切り期限まで半年を切った現在、住まいの確保ができる見通しが立っているのは何世帯か。見通しの立っていない世帯は何世帯か。直近の状況を示されたい。

※とりまとめの結果（途中経過でも）を示されたい。

（回答）

１１月末までに９割を超える世帯に意向を伺い、このうち７割の世帯は、おおむね見通しが立っていることを確認しています。

富岡、浪江両町の全域と、葛尾、飯舘両村の帰還困難区域からの避難者の仮設住宅や借り上げ住宅の無償提供が三月末で原則終了する約24%に当たる546世帯は昨年12月末現在で4月以降の住まいの見通しが立っていない事が、1月16日の福島民報で報道されました。

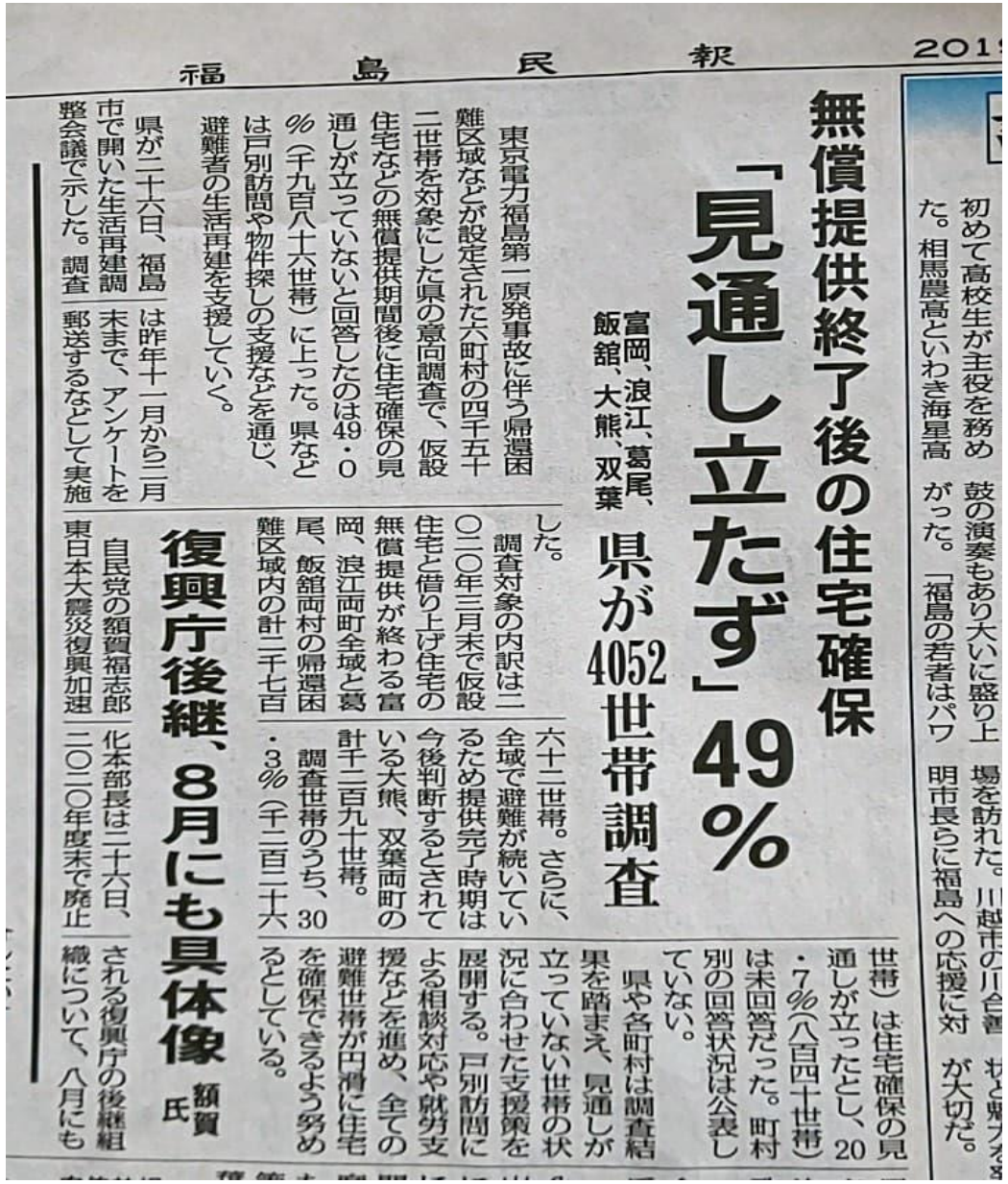

福島民報

無償提供終了後の住宅確保

「見通し立たず」49%

富岡、浪江、葛尾、飯舘、大熊、双葉 県が4052世帯調査

東京電力福島第一原発事故に伴う帰還困難区域などが設定された六町村の四千五十二世帯を対象にした県の意向調査で、仮設住宅などの無償提供期間後に住宅確保の見通しが立っていないと回答したのは49・0%（千九百八十六世帯）に上った。県などは戸別訪問や物件探しの支援などを通じ、避難者の生活再建を支援していく。

県が二十六日、福島市で開いた生活再建調整会議で示した。調査は昨年十一月から二月末まで、アンケートを郵送するなどして実施した。

調査対象の内訳は二〇二〇年三月末で仮設住宅と借り上げ住宅の無償提供が終わる富岡、浪江両町全域と葛尾、飯舘両村の帰還困難区域内の計二千七百六十二世帯。さらに、全域で避難が続いているため提供完了時期は今後判断するとされている大熊、双葉両町の計千二百九十世帯。

調査世帯のうち、30・3%（千二百二十六世帯）は住宅確保の見通しが立ったとし、20・7%（八百四十世帯）は未回答だった。町村別の回答状況は公表していない。

県や各町村は調査結果を踏まえ、見通しが立っていない世帯の状況に合わせた支援策を展開する。戸別訪問による相談対応や就労支援などを進め、全ての避難世帯が円滑に住宅を確保できるよう努めるとしている。

復興庁後継、8月にも具体像

自民党の額賀福志郎東日本大震災復興加速化本部長は二十六日、二〇二〇年度末で廃止される復興庁の後継組織について、八月にも

額賀氏

初めて高校生が主役を務めた。相馬農高といわき海星高鼓の演奏もあり大いに盛り上がった。「福島の若者はパワ場を訪れた。川越市の川合善明市長らに福島への応援に対が大切だ。

表１　旧避難指示区域の居住状況（2019年１～2月）

	解除時期	人口（A）	居住人口（B）	居住率（B/A）	備考
楢葉町	2015年9月	6,969	3,641	52%	2019年1月31日現在
葛尾村	2016年6月	1,415	357	25%	2019年2月1日現在
南相馬市小高区など旧避難指示区域	2016年7月	8,708	3,613	41%	2019年1月31日現在
浪江町（帰還困難区域を除く）	2017年3月	14,909	896	6%	2019年1月31日現在 人口は2018年3月時点
飯舘村	2017年3月	5,685	1,003	18%	2019年2月1日現在
川俣町 山木屋地区	2017年3月	858	334	39%	2019年2月1日現在
富岡町（帰還困難区域を除く）	2017年4月	9,396	835	9%	2019年1月1日現在 人口は2018年3月時点

（出典：各自治体の発表データをもとに作成）

・避難指示区域の解除前に、復興庁や関連自治体が避難区域の住民を対象に実施した、 帰還に関する意向調査によれば、自治体によるばらつきもあるが、避難区域内の多くの住民が「戻らない」と回答している。2017 年 4 月 1 日に避難指示が解除された富岡町の場合、2018 年 11 月に発表された 政府の意向調査によれば、「すでに富岡町で暮らしている」は 5.2%「戻りたいと考え ている」は 9.9%。「戻らないと決めている」は前回から 1.3 ポイント増加し、48.1%。 年代別では 30 代が最多となっている。戻らない理由としては、「すでに生活の基盤がで きているから」が 60.4%を占めている。 避難指示を解除してから２年近く経過した 2019 年 2 月、富岡町の解除地域の居住 率は 9%。これには転入者も含まれているので実際の帰還率はそれ以下だ。町民が抱える想いは複雑だ。「いまの富岡は、放射線影響を考えれば、子どもが暮ら せるような環境ではないと思う。しかし、いずれは思い出のつまった富岡に戻りたい」 とある母親は語る。

震災９年・首長に聞く：佐藤金正・川俣町長

福島 - 毎日新聞　　２月７日

▶１月１日現在の居住者は３５２人。これまでは帰還が進んで徐々に増えていたが、昨年４月の３６８人をピークに減少が始まっている。帰還者が増えない中で、自然減している形だ。アンケートを取っても戻ろうという意向の住民は少なく、高齢化を現実として受け入れなければいけない。低人口密度、超高齢社会での安全、安心、健康の確保は震災１０年以降も続く課題になる。

▶一番の問題は、地区内に残っている除染廃棄物だ。山木屋の自然の風景が戻らず、仮置き場として農地が多く使われているため、営農再開も進まない。ただ、（中間貯蔵施設への搬入が進むため）この先１年で廃棄物は目に見えて減っていく。また、地区内を通る国道１１４号の改良工事が進み、コテージ型の宿泊施設も開業する。地区の名物に育てようとしているソバの作付面積も昨年の５ヘクタールからさらに広がり、復興が進んでいると感じられる１年になるだろう。

▶　――山木屋小学校は再開後１年で休校した。

▶　小学校は今年も新入生がなく、中学生も在校生が５人からさらに減少する見込みだ。小学校から英語や算数に教科担任を置くなど、特色のある教育をしてきた。生徒数が減っても続けられるだけの器と人材配置は継続できるよう県に要望したい。避難区域は特殊な事情を抱えており、特別扱いはまだ必要だ。

中間貯蔵施設　再生資材化した除去土壌の安全な利用の考え方（平成28年6月）

【基本的考え方】
○除去土壌を適切な前処理や分級などの物理処理をした後、用途先の条件に適合するよう品質調整等した再生資材（8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定）を、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、適切な管理の下で限定的に利用する。

用途の限定

- 長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材や、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地（園芸作物・資源作物）等に用途を限定する。

適切な管理

- 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定。
- 追加被ばく線量を制限するための放射能濃度を設定。具体的には、追加被ばく線量が施工中1mSv/年を超えないようにする。（供用中は、その1/100を超えないように覆土等の遮へいをする。）
- 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等を行う。

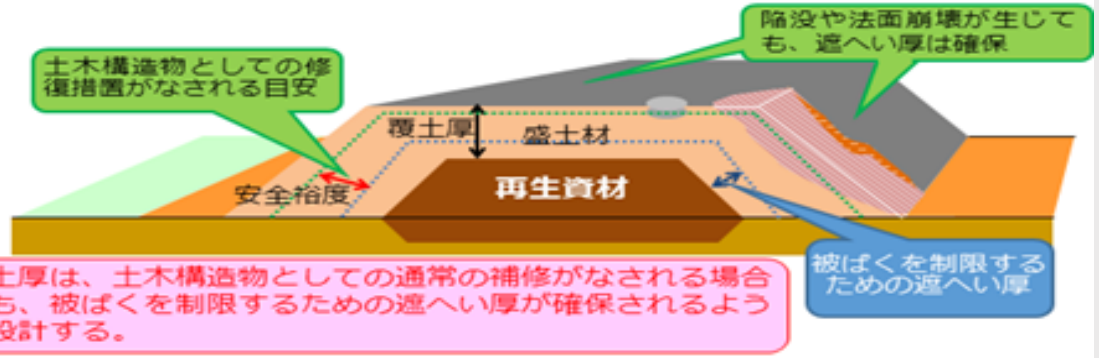

再生利用の進め方

再生利用の本格化に向けた環境整備として、上記の考え方に従って実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認、具体的な管理方法の検証、関係者の理解・信頼の醸成等を行う。

【参考】中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書（2015.2.25　福島県、大熊町、双葉町、環境省）
（最終処分を完了するために必要な措置等）
第14 条　4
　丙（環境省）は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

環境省作成

放射性物質に汚染された土壌は、2011年に成立した「放射性物質汚染対処特措法.」に基づき、福島県内の汚染土壌は、双葉郡の中間貯蔵施設で30年保管し、その後、県外に移すことになっている。一方、福島県外の汚染土壌は、自治体ごとに管理することとなっている。しかし、これらの量が膨大であることから、環境省は汚染土を再利用する方針を打ち出し、福島県飯館村の長泥地区や栃木県の那須町などで「実証実験」を行なっている。栃木県那須町では、伊王野山村広場内のテニスコート跡地に地下保管してある除染土壌約350m3を袋から取り出し、埋め直す実証事業が2018年9月から行われている。

東日本土壌ベクレル測定プロジェクト（2019年土壌測定データより）
福島県と東京都の比較
土壌1kgあたりに、どれくらいの放射能があるかを測定した基本のマップです。
【セシウム134+137合算

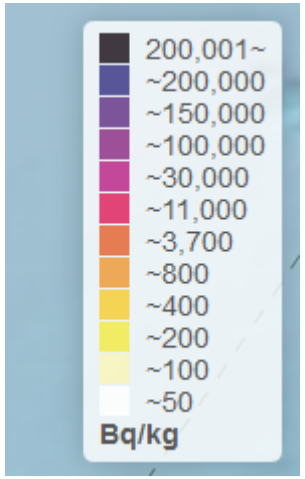

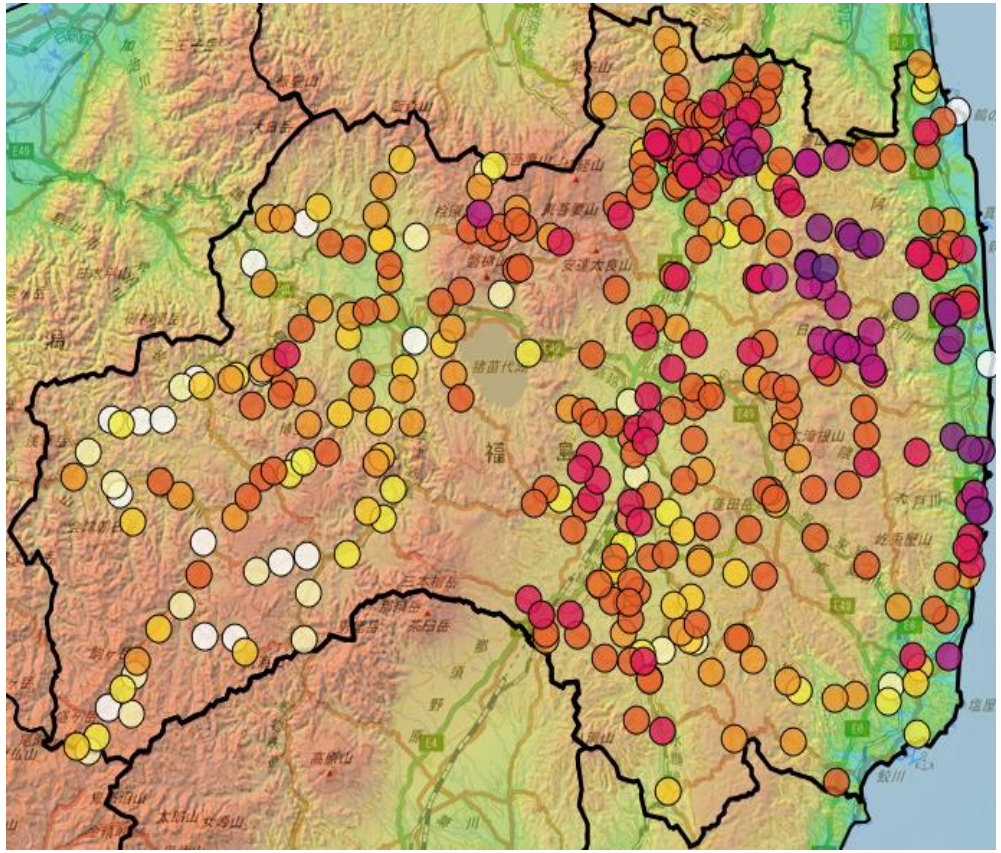

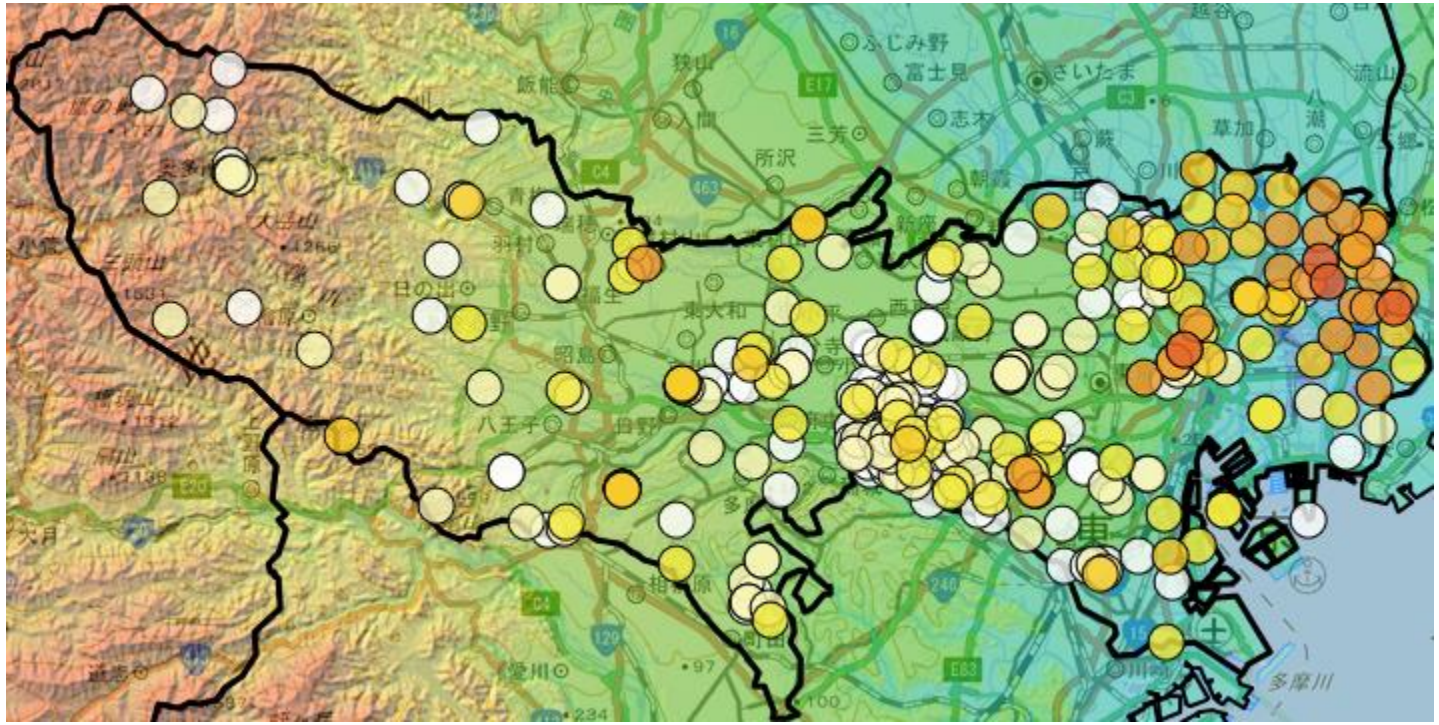

【福島県が実施している「県民健康調査検討委員会の第３６回目会合にて】

東京電力福島第１原発事故以降、福島県民の健康診断のあり方を議論している「県民健康調査」検討委員会の第３６回目の会合が７日、福島市内で開かれた。２０１６年以降に実施された甲状腺検査結果が公表され、悪性ないし悪性疑いと診断された患者は３巡目が５人、４巡目が８人の計１３人増え、計２３１人（うち１人は良性のため２３０人）となった。また手術を受けて甲状腺がんと確定した患者は１６８人となった。

検討委員会で公表された甲状腺がんの人数

	受診者数	B・C判定	2次検査受診者	診断確定	A判定相当	A判定相当以外					手術済み
							経過観察	穿刺細胞診			
								受診者数	経過観察	悪性疑い	がん
１巡目	300,472	2,293	2,130	2,091	711	1,380	831	547	431	116※	102
	81.7%	0.8%	92.9%	98.1%	34.0%	65.9%	60.2%	39.6%	78.7%	21.2%	101
２巡目	270,450	2,227	1,874	1,826	428	1,398	1,191	207	136	71	52
	71.0%		84.1%	97.4%	23.5%	76.5%	85.1%	14.8%	65.7%	34.3%	52
３巡目	217,879	1,499	1,090	1,038	106	932	915	72	43	29	19
	実施64.7%	0.7%	95.2.5%	95.2%	10.2%	89.8%	98.2%	7.7%	59.7%	40.2%	19
４巡目	117,899	655	392	346	31	315	292	23	6	13	1
	実施26.2%	0.6%	59.8%	88.3%	9.4%	91.0%	92.6%	7..3%	26.1%	56.5%	1
節目	44,542	105	83	80	4	76	70	6	4	2	1
	実施率8.9%	4.6%	79.10%	96.4%	5.0%	92.1%	94.5%	7.9%	66.6%	33.3%	1
合計						3,848	3,399	855	620	231	175

１・２巡目は2018年3月末、節目検診は2019年3月末、３・４巡目は2019年6月末のデータ

避難指示区域外の福島県中通り地域からも甲状腺がん患者の人数が多く発生しています。

避難の協同センター発足！

- 　区域外避難者への住宅提供打ち切りが来年３月に迫ってくる中、住宅問題をはじめ避難者の生活問題全般にわたる支援の仕組みをつくろうと2016年７月12日、参院議員会館で「避難の協同センター設立集会」が開かれた。

　集会には避難当事者と支援者ら約80人が参加。住宅・健康・就労・子育て・生活相談や生活サポート資源を活用した支援、孤立化防止と支えあいの場づく り、国に対し「避難の権利」保障のための総合的な支援策を、自治体に対し貧困・孤立化を防ぐ施策を求める活動など、会の目的と事業が提案され、確認され た。

避難者の経済的な困窮と避難生活の苦しみ～東京都、新潟県、山形県調査から

最も多くの避難者が生活する東京都が 2017 年 5 月に発表したアンケート調査[6]（都内避難者向け。避難指示区域内外の避難者、福島県外からの避難者含む）では、世帯代表者の年齢が 60 歳以上の世帯が過半数を占めていること、単身世帯の割合が多く、増加していること、「無職」が全体の 47%に上っていることなどが明らかになっている。

東京都は、2017 年 3 月に住宅提供が終了となった区域外避難者向けにもアンケートを実施している[7]。その結果、月収が 10 万円以下の世帯が 22%に、20 万円以下の世帯

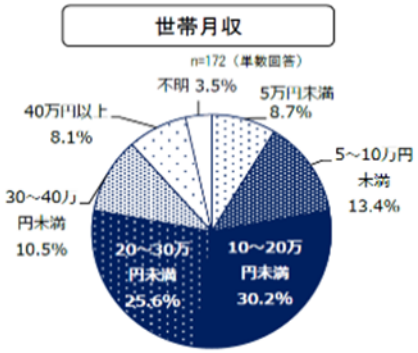

図２　区域外避難者の月収
出典：東京都「平成 29 年３月末に応急仮設住宅の供与が終了となった福島県からの避難者に対するアンケート調査の結果について」2017 年 10 月 11 日

が過半数に上り（図２）、東京への避難者の経済的困窮が明らかになってきている。また、日常的に連絡・相談できる相手が「誰もいない」とした回答が都内避難者で 16.5%にのぼっている。

原発事故で新潟県に避難した世帯の月平均収支の変化（単位・万円）

		収入	支出	差
全体	避難前	36.7	26.2	10.5
	調査時	26.2	26.0	0.2
避難指示区域内	避難前	37.4	26.9	10.5
	調査時	24.5	25.2	−0.7
区域外	避難前	35.8	25.6	10.2
	調査時	27.6	26.5	1.1

※新潟県調査報告書から

避難者の経済的な困窮と避難生活の苦しみ～東京都、新潟県、山形県調査から

最も多くの避難者が生活する東京都が 2017 年 5 月に発表したアンケート調査[6]（都内避難者向け。避難指示区域内外の避難者、福島県外からの避難者含む）では、世帯代表者の年齢が 60 歳以上の世帯が過半数を占めていること、単身世帯の割合が多く、増加していること、「無職」が全体の 47%に上っていることなどが明らかになっている。

東京都は、2017 年 3 月に住宅提供が終了となった区域外避難者向けにもアンケートを実施している[7]。その結果、月収が 10 万円以下の世帯が 22%に、20 万円以下の世帯

新潟県の 2108 年　避難生活に関する総合的調査報告書について、立命館大学の丹波史紀准教授に話を聞いた。全体では月の平均世帯収入は避難後、十万五千円減った一方、支出は避難前とあまり変わらない。　持ち家率は、全体で避難前に比べ半減していた。「区域内からの避難者では６３％から３２％に減少。区域外からの避難者も過半数が自費によるアパートなど賃貸住宅に住んでいた。区域外避難者に住居費の負担は大きい」という。

世帯主の就業形態の変化は、正規職員や自営業者が減少し、非正規職員や無職が増加した。特に区域内は無職が最多の５０％を占める。区域外は非正規職員が３５％で最多。報告書は「区域内外の違いは東電からの賠償金や住宅支援の有無が影響しているとみられる」と分析している。

「生活再建ができていないというのが結論。特に避難指示区域外からの避難者は経済的に困難な状況に置かれている」と丹波准教授。福島県は東京都内の国家公務員住宅に未契約で住む避難者を提訴する準備を進めるが、「追い出せば問題は解決するのか。国も前面に立って個別の世帯ごとに生活再建を支援すべきだ」と話している。

山形県では同県に避難した人たちへのアンケートを継続している。2012 年 10 月の調査では、4 割近くが母子避難であった。2018 年 7 月に実施した調査 10 では、母子避難世帯は減少したが、それでも 2 割を占めている。避難を続ける理由は「放射線の影響が心配」が 43.5%、今の生活で困っていることは「生活資金」が最多で 64%を占めた。これらの 3 都県の調査は、いずれも避難者の経済的困窮と、精神的な苦しみを物語っている。

【避難者からのＳＯＳ】
「避難の協同センター」には困窮した避難者から多くの相談が寄せられている。主な相談の内容は住まい、生活に関することである。以下に相談の事例を記す。
◎転居しても家賃がまかなえない。
◎自治体が提供する公営住宅に入居したいが、厳しい入居要件の壁で断念。
◎母子避難であったが、現在、離婚調停中の上、本人も病気療養中のため傷病手当受給中である。本来は離婚が確定しないと夫の収入も計算されるため、収入要件を超えてしまい、家賃補助などがうけられない。
◎生活困窮が深刻化し、家賃支払いが困難。所持金が尽きた。
◎生活保護の申請を行ったが、避難生活ゆえのさまざまな事情（福島との二重生活、福島の両親の介護のために車両保持、子どものいじめが怖くて、引越しができない）などにより、受給が困難。
避難者への支援を打ち切る国の政策は、避難者を経済的な窮乏に追いやるのみならず、「もう原発事故は終わった。避難者は自立すべき」という暗黙のメッセージとなり、社会の無理解を生み出し、避難者を精神的にも追いつめている。

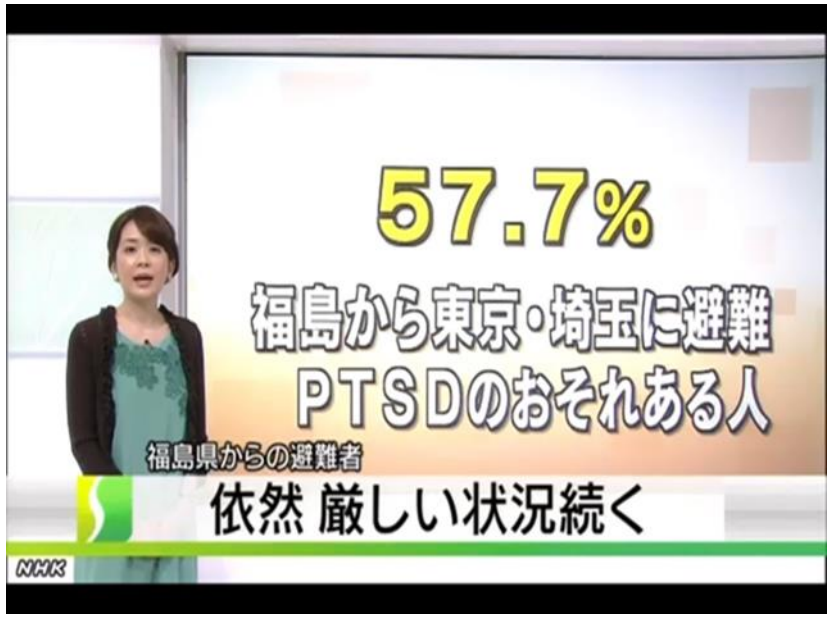

原発事故から8年を経過している。そろそろ自立をお願いしたい。
加害者が期限を決めた自立の強制　強烈な違和感

避難先で「自立」をめざせばめざすほど、当事者は、非人間的な環境へと順応を要請させられる。しかしながら破壊された環境は、当事者自身を安定的に「自立」させるようなものではないから、破壊された環境によって今度は精神状態が不安定になっていく。避難からの年数と「自立」は両立しえない。

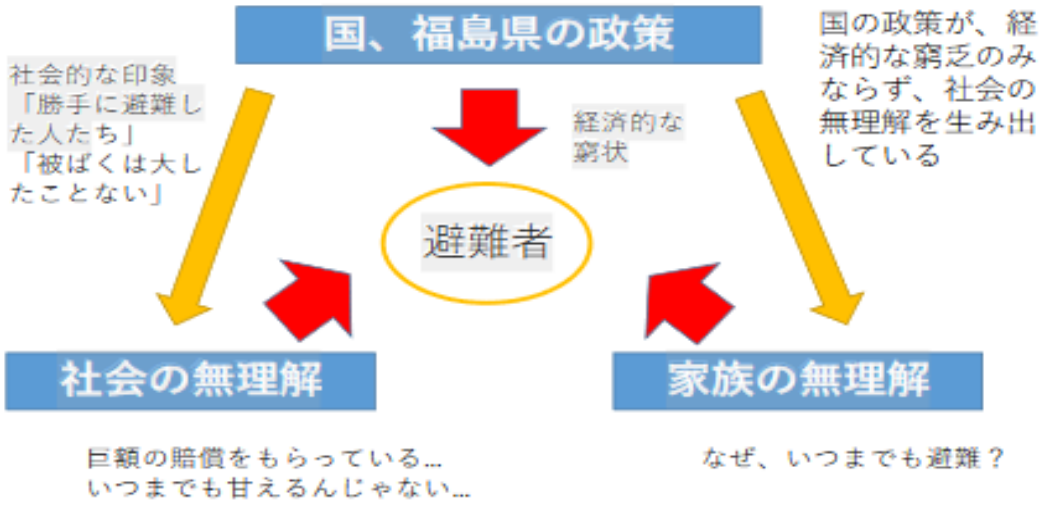

図１　避難者を追いつめているのは何か？

区域外避難者にとって唯一の公的な支援である住宅提供の打ち切りは、生活の基盤を奪われるものだ。それでも、福島県外では区域外避難者の78%もの人たちが避難継続を選択した。政府・福島県の支援打ち切りの方針は、「もう避難する必要がない」というメッセージとなり、「賠償をもらっているんだろう」、「いつまで甘えるつもりなんだ」といった、避難者に対する周囲の無理解を加速させ、避難者を追いつめている（図１）。避難世帯の子どもに対するいじめ問題が各地で表面化しているのも、こうした背景があると考えられる。

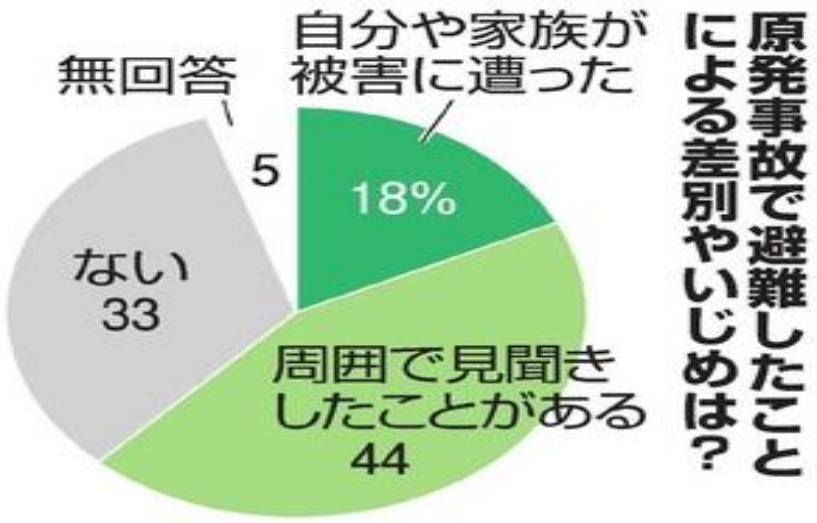

自由記述では、「お金があるのになんで働くの？と言われた。私には働く権利もないのかと悲しくなった」（35歳女性）、「まとめ買いをしたら『ああ、避難者』と言われた」（59歳男性）、「娘が転校した小学校で同級生に『キモイ』『福島に帰れ』と言われ、笑わなくなった」（43歳女性）などがあった。

支援してきたAさんの自死

2017年5月に支援してきた母子避難のAさんが、公園で変わり果てた姿で発見された。いつも子どもの事ばかり考えて避難後も子どもたちを進学させる為に昼間も夜も頑張って働いていた。二人の子どもを大学に進学させた。その中での住宅無償提供打ち切り！
私はせめて継続居住できるように一緒に動いた。
継続居住が決まった時のAさんの嬉しそうな姿が忘れられない。
Aさんは夫からのDVを日常的に受けていた。Aさんは次のような言葉を何度も口にしていた。ダブルワークの上に、週末は月2回、夫の住む福島県へ深夜バスで通った。

「テレビで大丈夫だと言っているのに皆、マスクをしている。馬鹿だ」、「逃げる必要など無い」と言う夫とは、放射線防護について意見が合わなかった。夫からは「月に2回、戻って来て家事をする事」、「2013年3月までに戻って来ないと離婚だ」と言われ続けた。

「家族がバラバラになってしまった。原因をつくったのは私…」
「夫が怒る気持ちも分かります。あゝ原発事故さえ無ければ…」
「私さえ放射能を気にしなければ、震災前のように暮らせたのかな…」
「被曝リスクから逃れようと動いた事で家族をバラバラにしてしまった」

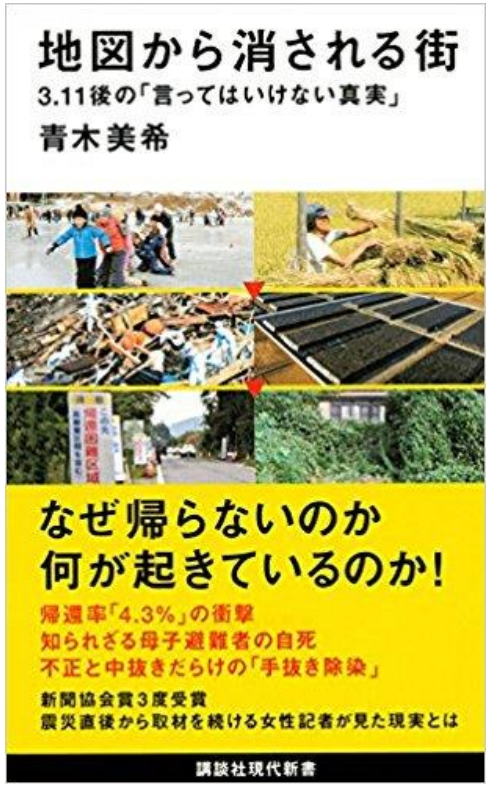

避難住宅を追い出されて1年
ホームレスになった避難者を保護

今年の4月25日、昨年の3月に神奈川県川崎市雇用促進住宅を退去して「路頭に迷っている」と連絡くれた区域外からの避難者の方から1年振りに避難の協同Ｃメールに連絡があった。その時は生保同行する為に役所前で待ち合わせしたが表れてくれなかった。その後、自分で住み込みの仕事を探すと言って連絡を絶ってしまった。あれから一年、現在、仕事も住居もなく、今日明日どうするかの状態、携帯は使えないという。今日明日どうするかの状態、携帯は使えないという。何とかGmailで連絡をとり渋谷区役所で何とか会えた。所持金は５円、荷物は何もなく服は着っぱなしだった。１年間、代々木公園とネットCAFEで暮らしていた。とりあえず生保申請をおこない今日からの住まいを確保、中野区の自宅近くの個室シェルターを確保、自家用車で向かい、個室と３室の食事を確認して入所をお願いした。しかし生保申請正式面談まで5日間　渋谷区からの少額貸付金は０円

【南相馬市立総合病院・地域医療研究センターの澤野豊明医師からの報告】

・2017年8月のある日、「市内の山間部で70代の男性を保護したので診察してほしい」と警察から連絡がありました。搬送されて来た男性は、南相馬市の山間部の帰還困難区域で2か月程度ホームレス生活を送り、衰弱した状態でした。脱水症と栄養失調の診断となり、彼は点滴治療を受けるため入院しました。彼は元々、東日本大震災の津波で自宅を失うまで、南相馬市の沿岸部に居住していたそうです。震災前から精神疾患を患っていたそうですが、記録はなく詳細は不明でした。福島第一原発事故の後、南相馬市から福島市へ避難し、そこで提供された無料の賃貸住宅に住んでいました。しかし、帰宅困難区域外の住民に対しては2017年7月に無料の住宅支援が終了してしまい、それと同時に住む場所を失ってしまいました。生活保護などの社会的支援も支援サービス間の連携不足もあり使用できず、新しい家を借りるために十分な資金を準備できず、彼は突然ホームレス生活を強いられることになりました。福島市内の住居から立ち退き、彼は南相馬市の横川ダム近くの山間部の洞窟で生活を始めました。彼の生活していた場所は、帰還困難区域に指定されていた場所でした。食料を買う十分なお金もなく、小川の水を飲み、自生しているキノコ、山菜、川魚などを食べて2ヶ月間生き延びたそうです。

入院時に行われた検査では、脱水症、栄養失調と診断されました。外部被ばく線量は測定されませんでしたが、当然、急性放射線障害の兆候はありませんでした。一方で、ホールボディーカウンター(内部放射線汚染の測定装置)によって計測された放射性セシウム（Cs-134およびCs-137）の内部汚染は、それぞれ538 Bq / bodyと4,993 Bq / bodyでした。それらから計算された内部被ばくによる実効線量は0.20 mSv /年と推定されました。
・彼は入院中に生活保護の手続きを行い、身体状態が改善を確認された上、入院9日目に新たに契約し住民に対する放射線災害の健康影響は、放射線被ばくの影響に限らず、間接的なものによっても引き起こされることがわかっています。特に放射線災害では、コミュニティの崩壊、避難や社会的関係の悪化などによって、他の自然災害よりも大きな健康影響を受ける可能性があり、さらに健康弱者ではその影響が如実になる可能性があります。それに加えて、放射線災害では、他の自然災害よりも影響が長期間にわたって持続する可能性があることも指摘されています。た自宅に退院となりました。それ以降は生活保護のサポートに加え、定期的に市の職員が訪問を行なっています。

年齢別の貧困世帯率と避難者の共通検証

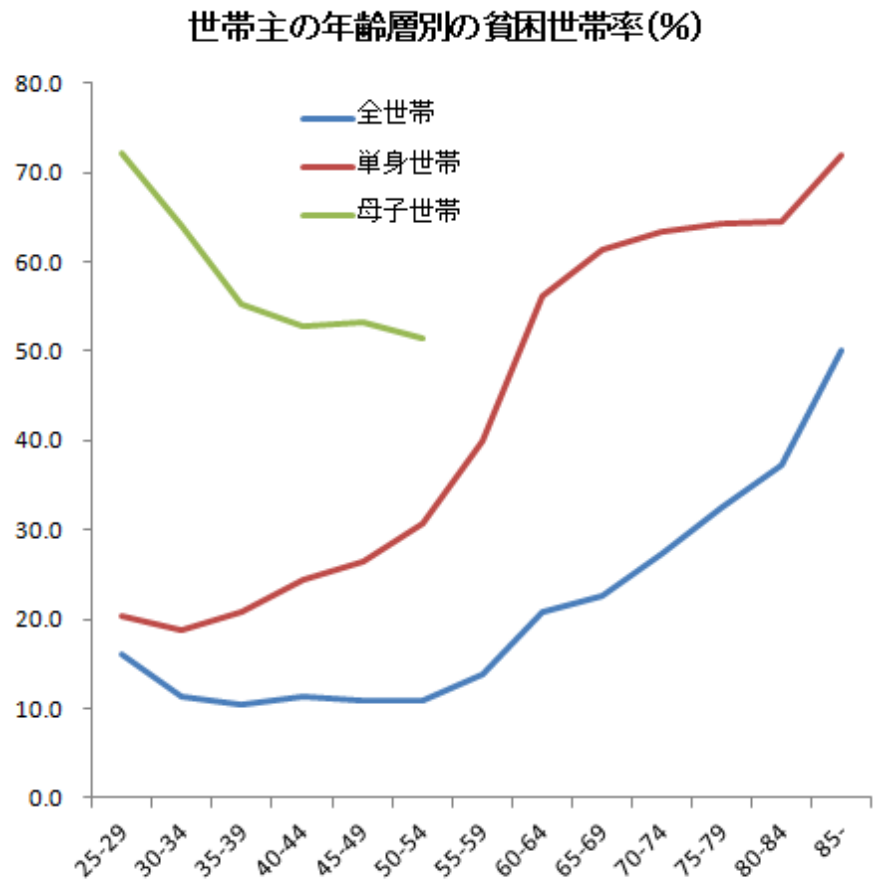

作成者：舞田敏彦（http://tmaita77.blogspot.jp/）

年齢が上がるほど，貧困世帯の出現率は高くなります。また当然ながら，単身世帯に限ると貧困率は高くなります。高齢の単身世帯では，おおむね6割以上が貧困と判定されます。最も注目すべきは母子世帯。配偶者のいない母親と18歳未満の子だけからなる世帯ですが，この群に限定すると，年齢を問わず半分以上が貧困です。母子世帯の貧困率曲線は右下がりですが，幼子がいる母子世帯の母親の場合，フルタイム就業がままならないためでしょう。一人親世帯の貧困率の国際比較をしましたが，日本は，親が就業している世帯のほうが就業していない世帯よりも貧困度が高いのです。一言すれば，一人親世帯の親が働いても公的扶助の水準に届かない社会です。まぎれもなく社会問題です。

自主避難者「行き場ない」　都内の国家公務員宿舎退去期限
福島県支援打ち切り、家賃は２倍に

都営住宅の入居者募集のチラシを見詰める女性。応募しても、なかなか当たらないという

拡大写真

東京電力福島第１原発事故で福島県内から自主避難し、国家公務員宿舎に身を寄せた住民の退去期限が過ぎて１カ月になった。県は退去期限後も暮らし続ける住民に、家賃の２倍を「損害金」として請求する方針だ。都内の宿舎に暮らす女性（５３）は取材に「移りたくても行き場がない」と苦境を訴えた。（福島総局・神田一道）

高層マンションが林立するベイエリアの江東区。３６階の国家公務員宿舎「東雲住宅」には、南相馬市やいわき市などから移り住んだ５７世帯（４月１日現在）の自主避難者が暮らす。

このうち４９世帯は転居先が決まっておらず、女性もその一人。パートで働くシングルマザーで、会社員の長女（２７）、就職活動中の次女（２０）と３人で身を寄せている。

第１原発から約３１キロの南相馬市鹿島区出身。当時小学６年生だった次女と一緒に避難し、都内にいた長女と合流。避難所を転々とした後、２０１１年夏に東雲住宅に入居した。

いつまでも住めるとは思っていない。都営住宅に４回応募したが、当たらなかった。家賃が高額な都内の賃貸住宅はパート勤めの収入では借りられない。手詰まり感を深める中、３月末の退去期限を迎えた。

「都営住宅が当たるまで住まわせてほしい」と願うが、県からは速やかな退去を求められている。今後は家賃の２倍に相当する１１万８０００円を請求される可能性がある。「払える額ではない。都営住宅をあっせんするなど、県にはわれわれに寄り添った対応をしてもらいたい」と語る。

県は宿舎の使用延長を認めない方針だ。県生活拠点課の菅野裕之主幹兼副課長は「宿舎の提供は１７年３月末で終了し、経過措置として（低額な家賃での）２年間の入居継続を認めた。期限までに退去した世帯との公平性を考えると、引き続き住み続ける世帯を支援するわけにはいかない。倍率が低い都営住宅を選ぶか、金銭面で折り合える物件を見つけてほし

避難の協同センターの取り組み❶ 入居支援

物件下見にも同行しました

2017年3月末の応急仮設住宅の無償提供打ち切りの際には、相談された個別事例に基づき、東京都都市整備局と連携しJKKやSK公社への同行支援など避難者ひとりひとりの希望を反映した住まいの確保を実現してきました。母子避難であっても離婚調停中など実質的な「母子世帯」への住居確保、原発事故から6年が経過して子どもたちが20歳以上となる当事者が多いなか、世帯分離や民賃補助1/2基準の除外が迫られたり、21.4万円の収入要件をわずかに超える当事者世帯の居住支援をおこないました。

2019年の3月末に国家公務員住宅に避難している方の居住期限が終了しました。ある単身女性避難者は避難先で非正規の仕事にしか就けません。公営住宅入居資格もないため、避難の協同センターでは宅建免許を持つ「自立生活サポートセンターもやい」と連携して低廉な民間賃貸住宅を紹介、入居支援につなげています。2019年4月に3世帯の入居支援を行いました。

避難の協同センターの取り組み❷ 給付支援

災害救助法における「みなし応急仮設住宅」終了に伴い転居が迫られたが、初期費用がない、転居費用が不足し転居できない避難者がいました。設立から現在まで12世帯に平均8万円の緊急給付支援を行いました。

避難の協同センターの取り組み❸ 東京アンブレラ基金

多くの方々のご支援により運用されています

さまざまな分野で対人援助を行なっている都内の団体が、住まいを喪失した相談者（対象は路上生活者、十代の若者、LGBT、難民などそれぞれ）への緊急支援としてネットカフェやビジネスホテルなどの宿泊代等を自腹で支給するケースが増えているという状況にあることから、誰も路頭に迷わせない東京をつくるため、避難の協同センターを含む8団体協働で緊急一時宿泊時の宿泊費拠出と横断的な調査をおこなう「東京アンブレラ基金」を立ち上げ、1人あたり1泊3,000円（4泊まで）の助成を行うという仕組みを作ることにしました。クラウドファンディングに取組み、計741名の方から611万3,500円ものご支援をいただきました。2019年4月末からの長期の休み期間から運用を開始しています。虐待や性暴力の被害者、難民、ホームレスの方の緊急宿泊支援から活用が開始されています。

住まいのこと、暮らしのこと
法律のこと、ご相談ください

避難者専用相談ダイヤル 070-3185-0311
（月～金 10:00-17:00 出られないときは折り返します）

活動をご支援ください

避難の協同センターは皆様のご寄付と会費により支えられています。賛助会員のお申込み、ご寄付の方法は避難の協同センターのホームページをご覧ください。
https://hinan-kyodo.org/needsupport/

避難の協同センター
COOPERATIONCENTERFOR3.11

ニュース Vol.4
2019年7月発行

発行：避難の協同センター
〒162-0822
東京都新宿区下宮比町3-12 明成ビル3F 市民プラザ内
Tel: 070-3185-0311　Fax: 03-5225-7214
E-mail: hinankyodo@gmail.com

自主避難者への「2倍家賃」撤回を 市民団体、県に申し入れ

福島県は2019年7月8日付で、国家公務員宿舎を退去できないでいる世帯、退去を申し出ている計63世帯の自主避難者に対し「4月から退去までの家賃2倍に相当する損害金を納付せよ」という請求通知を送付しました。県の説明によると、3月末に退去通知を送付した71世帯のうち、転居先を確保した世帯、2019年度内退去指導に応じるとの誓約書を提出した生活保護受給世帯については、県が財務省から新たに借り受けて契約を結び当面継続入居を認める。残りの世帯については契約書に書いてある通り「家賃2倍相当の損害金」を請求したということです。このうち4月以降に退去もしくは退去を申し出ている約20世帯についても日割り計算で「損害金」を請求しています。

少なくない避難者が避難先で「労働の貧困」に直面し、住宅支援だけが命綱でした。退去を迫られても60歳未満の単身者は公営住宅に入居できない。民賃住宅に転居した場合は月収の50%以上が家賃となってしまう。都営住宅の申し込み要件を満たしていたとしても、都内区部の平均倍率は28.7倍（東京都全体平均では14.7倍）もあり、申し込みをしても抽選に漏れ続け、その間にも2倍請求が行われるのです。

「原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）」と「『避難の権利』を求める全国避難者の会」は7月12日、懲罰的な家賃2倍請求の中止を求める要請書を福島県に提出しました。避難の協同センターからは「避難者の生活

やっぱり国が福島県にやらせていた！避難者への家賃2倍請求や訴訟。

2、3年前、（福島）県が国と交渉した際、無償提供が終わった後の対応について、国が期限を設定することを求めていたことがわかりました。
全国の国家公務員住宅に住む自主避難者は、おととし3月に無償提供が終了しましたが、一部は経過措置として、2年の入居が認められてきました。この経過措置を決める国との話し合いで、県は期限を決めることに難色を示していましたが、「退去の説得をしやすい」などとして、財務省が期限を示すよう求め、その後、2年の期限が設定されていたことが、県への情報公開請求でわかりました。

国はこれまで、「県の要請があれば経過措置の延長を検討する」という説明をしてきましたが、その期限を国が求めていた格好です。
これまで避難者の支援に当たってきた幹部（避難の協同センター・瀬戸大作事務局長）は、「今回の支援策打ち切りについては、『どこの判断でやったんだ？』ということを、ずっと聞いてきた。一年半前から一貫して、『国が決めたことではなくて、福島県がすべて判断してきたことだ』と。国の関与が、今回の支援策打ち切りについて、関与がやっぱりあったんではないか、と」

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

コロナ災害から命と生活を守るために

emergency action for covid-19 disaster

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

「死にたくないけど死んでしまう」　貧困非常事態宣言発令中！
コロナをきっかけに露呈した社会の歪みに対峙してきた現場から

避難の
協同センター
COOPERATIONCENTERFOR3.11

事務局長　瀬戸

雨宮処凛（反貧困ネットワーク世話人）
コロナ不況で仕事を失い、ネットカフェが閉鎖して行き場を失った人たちが所持金も尽きた状態で続々と相談に訪れています。生存を脅かされている人たちを支援するため、どうかお力をお貸しください。こんな時だからこそ、「助け合い」を復権させましょう。

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

反貧困ネットワーク 新型コロナウイルス
緊急ささえあい基金にご協力ください

基金の仕組みと用途

反貧困ネットワークが中心となり、「新型コロナ災害緊急アクション」に参画する協働団体を通じて給付します。

住まいを喪失し、行き場のない人に対して緊急宿泊支援を実施したり、日々の生活費に事欠いても「生活福祉基金」からの借入れができず、水道光熱費が払えなかったりする方々への緊急小口給付などをおこなっている団体が対象です。

協働団体から週単位で給付実績申請書を提出して頂き、支援当事者１人当たり最大２万円を 10 日以内に拠出します。給付実績は毎月、反貧困ネットワークのホームページで公開します。

ご寄付のお願い

郵便振替の場合
口座番号：00170 - 5 - 594755
加入者名：反貧困ネットワーク
※通信欄に「ささえあい」と記入ください。

銀行振込 の場合
※ゆうちょ銀行以外の金融機関から
銀行名：ゆうちょ銀行
金融機関コード：9900
店番：019　店名 :〇一九 店（ゼロイチキュウ店）
預金種目：当座
口座番号：0594755
受取人名：ハンヒンコンネットワーク

新型コロナ災害緊急アクション協働団体

蒲田・大森野宿者夜回りの会／官製ワーキングプア研究会／共同連／くらしサポート・ウィズ／コロナ災害対策自治体議員の会／自立生活サポートセンターもやい／奨学金問題対策全国会議／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／ POSSE（50 音順　４月 14 日現在）

反貧困ネットワーク　代表世話人：宇都宮 健児　113-0033 東京都文京区本郷 1-4-6ヴァリエ後楽園 303
TEL/FAX: 03-3812-3724　office@antipoverty-network.org　http://www.antipoverty-network.org/
基金担当 瀬戸　大作（反貧困ネットワーク事務局長）TEL：090-1437-3502　setodaisaku7@gmail.com

公的支援が受けられる間の「緊急小口給付」や「一時宿泊費支援」や無料で宿泊できるシェルターの提供などを行なっていますが、各地域の支援団体が自己財源を切り崩しながら捻出している状況にあります。
　各地に拡がっているフードバンクによる食糧支援しかありません。新型コロナウイルス感染の影響による貧困問題は長期化します。日々の生活費に事欠く人達のSOSも長期化します。　反貧困ネットワークでは「新型コロナウイルス災害：緊急連帯基金」を発足させ、各支援団体が取り組む緊急経済支援や一時居住支援に役立ててもらうよう支援する事とします。

寄付金は1,259名の皆さんから54,616,323円が集まり、既に10,717,000円がSOSを頂いた方々に現金給付されています。71人、1,590,000円が反貧困ネットワークや他団体からの緊急宿泊費＋生活費給付でした。
移住連からの要請に基づく、「支援からこぼれ落ちた外国人」の給付支援が456人、9,120,000円になっています。仮放免者や難民申請者、非正規滞在者など、特別定額給付金の対象外に当たり、生活保護申請もできない方が大半で、1人当たり20,000円の緊急給付をおこなっていますが、まだまだ不充分な状況です。引き続き支援をお願いします。（6月12日現在）

ネットカフェ等に寝泊まりする「住居喪失者」2017年 東京都調査とコロナ影響のSOS

【表４　住居喪失不安定就労者等の推計値】

	推計値	オールナイト利用者中の構成比
①住居喪失者	約4,000人	25.8%
（内訳）		住居喪失者中の構成比
②住居喪失不安定就労者	約3,000人	75.8%
③住居喪失正社員	約200人	4.5%
④住居喪失自営業	約200人	4.9%
⑤住居喪失失業者	約300人	7.4%
⑥住居喪失無業者	約200人	5.7%

「住居喪失者」等のうち、30代38.6%、20代12.3%

寝泊まりに路上を利用43.8%

平均月収11.4万円（不安定就労者の平均は12.0万円）

困ったことや悩み事を相談できる人：「いない」41.3%、「友人」35.3%、「親」3.9%

＊所持金が千円を切った状態でのSOSが多い。２０代～４０代が多い。
＊以前から、ネットカフェなどで暮らし日雇い及びスポット派遣で収入を得ていたが、コロナで収入が途
絶え、路上で生きるしかない。アパートを借りる費用がない事例が続発した。
＊社員寮に入寮していたが、コロナ影響で雇用を打ち切られ、退寮させられた。特に風俗業、観光業
＊親からの虐待から逃げて「住まい」に困りSOSが複数届いている
＊携帯電話が止まっている方からの相談が多数　その後のアパート契約が困難

各地域で路上相談会が取り組まれた。

死のうと思ったが死ねなかった。

4月25日　自宅から１８７キロ　3時間かけてSOSを受けて向かった先は那須高原だった。ナビにもでてこない地図に表示されない場所に何故いたのか。「山中で死のうと思った。」彼は私に呟いた。所持金は４０円、3日間何も食べていない。コロナ感染の前に仕事を辞めて社員寮から出るしかなく、車上ホームレスとなった。求職活動中に新型コロナ感染拡大で仕事先が見つからず、今日に至った。

●最初のSOSから5日かかり、やっと会えた。「人と会うのが恐い」やっぱり死のうと思ったが死ねなかった。子どもの頃からの辛い体験が現在まで形を変えて続いた。慎重に慎重にすすめた会話が繋がり近づけたのは、彼が福島県中通りのある町の出身だった事。私が、原発避難者支援で毎月通い続けている福島中通り、私が浪江町津島や飯館村の現在も続く汚染の状況を話したら、彼は言った。「何回も除染作業員として働いていた」彼はもう福島には帰れないし帰りたくないと言った。

●緊急宿泊費と緊急生活給付金を渡した所、彼は躊躇した。何回も貧困ビジネスで騙されていた。「反貧困たすけあい基金」を説明したら彼は安心した。

●東北自動車道➡外環➡関越の高速道路の200キロを走り、埼玉のある町に辿り着いた。私が信頼する埼玉の支援ＮＰＯ団体の女性理事長が待っていてくれた。今日と明日はホテルでゆっくり休み、ご飯を食べて月曜に生活保護申請に同行してくれる。彼に言った。「これから悪い事ばかりじゃないよ。ゆっくりゆっくりでいこうね。また会おう。」生きていいてくれて良かった。

●3月末日のメールは感謝の内容だった。「ここまで来れたのは瀬戸さんと黒田さんのおかげで感謝しかありません。那須町で自殺実行しなくて良かったです。少しの間、車中泊して自殺場所探してましたが瀬戸さんと黒田さんにもらえたこのチャンスを生かしてまた頑張って行きます」

●私は最初だけで、サマリアの黒田さんが今まで伴走し続けてくれたのだ。黒田さんが生活保護申請に同行して自らのシェルターを提供、１5日にアパートに引っ越して、仕事も17日から決まり普通の生活に戻れるとの事。本当に良かったです。落ち着いたら一杯やりましょう。

昨晩の23時過ぎにメッセンジャーグループに飛び込んできたＳＯＳ！千葉県のある道の駅付近で車中泊の男性が助けを求めている。４0代前半で現金150円しか残っていない。携帯電話は止められてカップラーメンしか食べていない。状況を急ぎ確認する。すぐ現場にいける時間ではない。12時30分に道の駅で待ち合わせする事となった。今日は大雨だ。到着した道の駅はトイレ以外は閉鎖されていた。小さな軽自動車の中で彼は待っていた。助手席には掛布団と毛布が置かれていた。
●彼は福島県の出身だった。故郷の街の風景の現在の状況を話した。彼は東日本大震災と原発事故直前にひとり上京した。暫くは千葉県のある房総海岸沿いの小さな町でアパートを借り働いていたが、事情があり仕事を辞めてアパートも追い出された。ネットカフェと車中泊しながら日払い派遣の現場に向かい続けた。新型コロナウイルス感染拡大影響で仕事がなくなり、ネットカフェも続々と営業休止、彼の命綱である愛車のガソリンも残り僅かだった。
●今日は土曜、月曜まで役所は休みだ。土曜、日曜、役所が閉まっている2日間をどう過ごせるか。とりあえずアンブレラ基金と反貧困ネットワークの
ささえあい基金から宿泊支援と生活支援2万円を給付し
翌週、生活保護を申請し、現在はアパート暮らし、自立に向けた準備をすすめています。

私たちは原発事故被害者と共に闘い、支え続ける。

1月24日の夜　江東区の東雲の国家公務員住宅近くで福島県から二倍請求を受けている避難者の皆さんと懇談しました。行き場のなかった避難者が”必要な支援も縮小、打ち切りされ、他に選択肢もなく、やむを得ず”2年間のセーフティネット契約にサインするしかなかった。契約書が説明もされず、押印を迫られた、期限を切った契約で、経済的精神的に追い詰められた避難者に対して、個別事情も考慮せず、一律に損害賠償・追い打ちをかけるのは権利の乱用と再認識。孤立させてはいけない。
●避難者の皆さんは、何も悪いことはしていない　それなのになぜ損害金を払わなければならないのですか。公営住宅に応募できないのは、非正規の仕事にしか就けないのは、収入が低いのは、当事者が悪いわけではありません。当事者たちの実情に政策があっていないのです。つまり当事者たちは原発事故の被害者でありかつ国、行政の無策の被害者であるのです。避難者の皆さんの人権を守り、生活困難を一緒になって解決していく事を約束しました。避難者の皆さんは、何も悪いことはしていない！

①２０１７年の住宅無償提供打ち切り自体が違法である。「子ども被災者支援法」「国際人権法」に照らしても、避難者への住宅補償として無償提供を継続すべきであった。避難先での自立プログラムを住宅支援だけでなく就労支援などもおこなうべきであった。
②経済的精神的に追い詰められた避難者に対して、個別事情も考慮せず、一律に損害賠償・追い打ちをかけるのは権利の乱用である。
③８年間の居住事実がある避難者の合意を得ることもなく一方的に継続入居を拒否するのは、生存権・居住権侵害に当たらないか。低線量被ばくの心配がある地域に一方的に帰還を強制してはいけない。

おこなってきた支援活動の流れ

❶相談フォーム
所持金が１００円　携帯が止まっている。
住まいを喪失している方からのSOS

➡アウトリーチ　　相談者が待つ場所にいく。
　　⇩　　⇩

❷相談者が待つ場所で、緊急宿泊費と生活費をお渡し
アセスメントをおこなう
　　⇩　　⇩

❸数日後に生活保護申請同行　迅速な利用決定を促し、
施設入所させないようにする

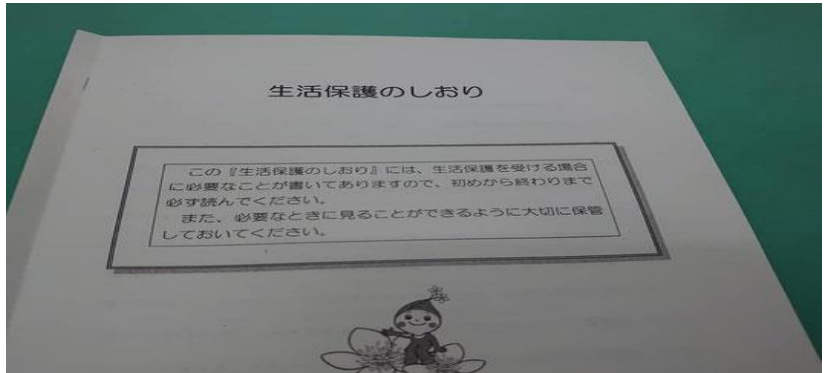

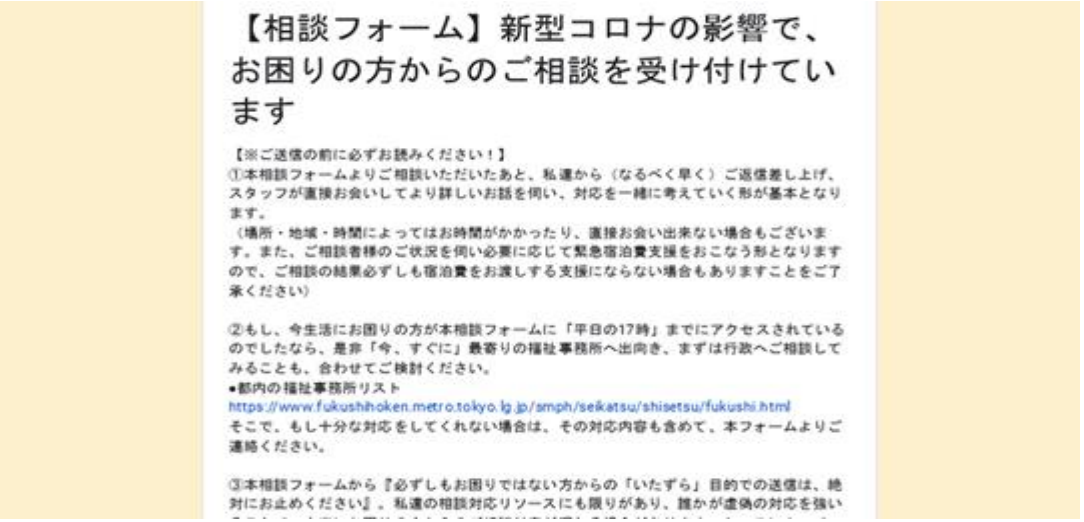

【相談フォーム】新型コロナの影響で、お困りの方からのご相談を受け付けています

【※ご送信の前に必ずお読みください！】
①本相談フォームよりご相談いただいたあと、私達から（なるべく早く）ご返信差し上げ、スタッフが直接お会いしてより詳しいお話を伺い、対応を一緒に考えていく形が基本となります。
（場所・地域・時間によってはお時間がかかったり、直接お会い出来ない場合もございます。また、ご相談者様のご状況を伺い必要に応じて緊急宿泊費支援をおこなう形となりますので、ご相談の結果必ずしも宿泊費をお渡しする支援にならない場合もありますことをご了承ください）

②もし、今生活にお困りの方が本相談フォームに「平日の17時」までにアクセスされているのでしたなら、是非「今、すぐに」最寄りの福祉事務所へ出向き、まずは行政へご相談してみることも、合わせてご検討ください。
•都内の福祉事務所リスト
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/seikatsu/shisetsu/fukushi.html
そこで、もし十分な対応をしてくれない場合は、その対応内容も含めて、本フォームよりご連絡ください。

③本相談フォームから『必ずしもお困りではない方からの「いたずら」目的での送信は、絶対にお止めください』。私達の相談対応リソースにも限りがあり、誰かが虚偽の対応を強い

おこなってきた支援活動の流れ

❹アパート転宅に向けた「居宅支援」に取り組む。
アパート探し
　　⇩　　⇩
❺家具什器を一緒に見積もり
　レンタル携帯を提供する場合もあり
引っ越し作業まで➡アパート転宅完了

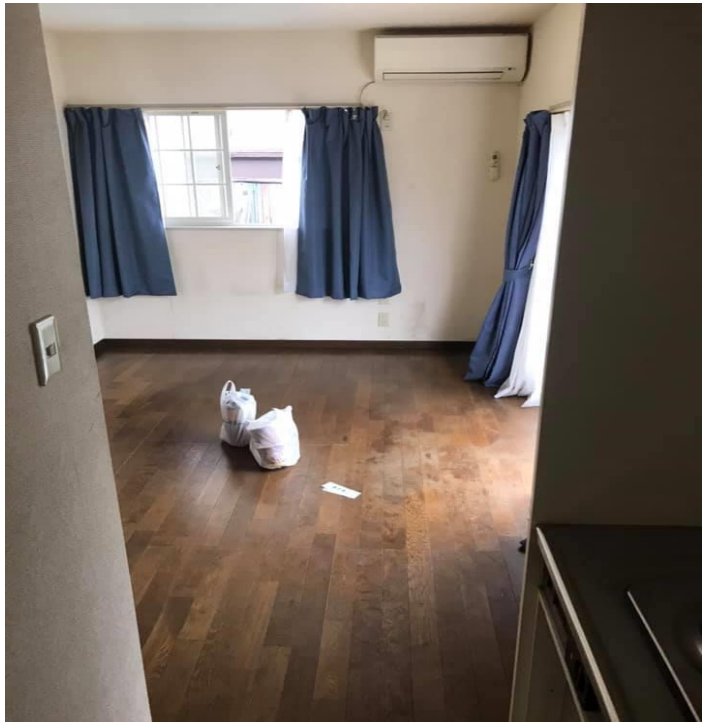

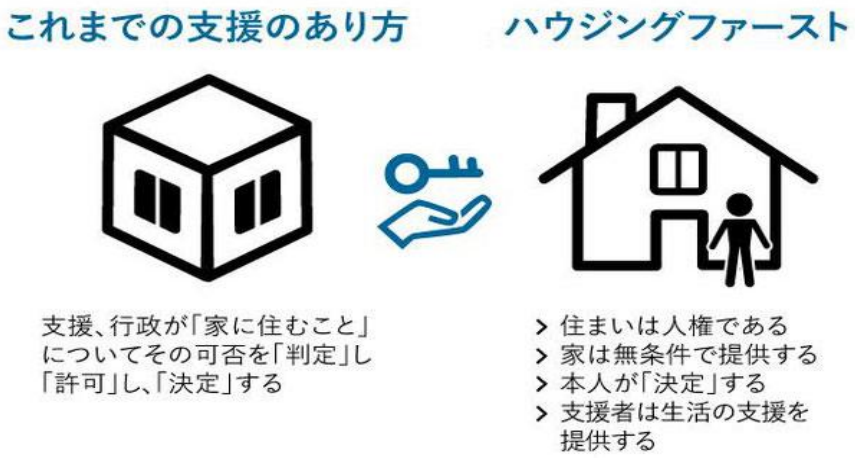

小山謙一さん（東京都公営住宅協議会）の報告

小山さんは都営光が丘団地光が丘第三アパートの自治会長を務めていた。最近でも「うつ病自殺」「８５歳の親が亡くなり５８歳の娘が都営住宅の入居基準を失い追い出された。彼女は介護に専念し無職だった。

－親が死ぬと６０歳未満の子どもが追い出される制度」東京都の公営住宅戸数は世帯数の３．９％、貧困率の関係から見ても圧倒的に不足、でも公営住宅を新設されない。その為に、多くの若者含む都民が入居できず、高齢者のみの都会の限界集落になりつつある。

都営住宅の入居資格

お申込み資格（概要）

家族の場合	単身者の場合
1. 東京都内に居住していること 2. 同居親族がいること 3. 所得が定められた基準内であること 4. 住居に困っていること 5. 暴力団員でないこと	1. 東京都内に引き続き３年以上居住していること 2. 配偶者がいないこと、かつ、単身で居住していること 3. 60歳以上などの要件にあてはまること 4. 所得が定められた基準内であること 5. 住居に困っていること 6. 暴力団員でないこと

所持金100円ほどなのに現金の仮払いを全くしない自治体、家具什器費を支援団体が指摘しないと出さない自治体、所持金が30,000円を切ったらまた来いと追い返す自治体、東京都のようにビジネスホテルを用意せずに、劣悪な無低入所を条件に生保受理すると突っぱねる自治体。最後はこうなる！

２０１５年１月２０日千葉県銚子市の県営住宅で、家賃滞納を理由にした住宅明け渡しの強制執行日に母子家庭の母親が無理心中を図って中学２年の長女(１３歳)を殺害した事件がありました。
母子の経済状況から言えば、制度的に生活保護も受けられる状況であったし、実際に母親は二度にわたって市の生活保護課にも相談に行っている。しかし生活保護は受給されなかった。市の職員の記録によれば、生活保護申請はなかったという事になっている。しかし「そこでの面接は、生活実態を把握せず、その後の追跡もしないというずさんなものであった」また「申請しても受給は無理だと言う職員の説明だった」(裁判記録)ようだ。また県営住宅の家賃減免処置も利用すれば、賃貸料の８割は減免でき、県営住宅の賃貸料滞納による強制退去と言う事態は避けることもできた状況だった。しかしそのような説明もなく、そうした情報を母親は知らないままだったし、その手続きを進める能力はなかった。

「住まいの貧困」を解決するために

単身者が入居できる低廉な賃貸住宅があれば、生活保護利用に至らなくても自立できる場合が多々ある。しかし、多くの公営住宅は、稼働年齢世代の単身者は申し込むことができない。一方、2017年に、低所得者層を含む住宅確保要配慮者対象の「新たな住宅セーフティネット制度」がスタートしたが、登録件数は２万9,759件（2020年６月）にとどまり、実効性ある施策になっていない。実効性のあるハウジングファースト政策は緊急の課題であり、災害救助法に基づく、みなし仮設住宅の確保による、みなし公営住宅の拡充も必要である。

- **災害救助法を応用し、民間の空き家・空き室を借り上げる「みなし仮設」方式の住宅支援の導入。公営住宅の入居要件緩和（６０歳未満単身者の入居を認める）**
- **住居確保給付金を普遍的な家賃補助制度に。**
- **路上生活者のための個室型の緊急シェルターを整備し、NPOとの連携の下で、巡回相談（駅ターミナルや繁華街など）実施、福祉事務所を経由せずに緊急シェルターに入所できる仕組みを作る。**
- **民間賃貸住宅入居者の権利を守るために、入居差別や追い出し行為を禁止することを新たな条例に盛り込む。連帯保証人などがいない住宅困窮者に対して、都・区市町村の連携で「公的保証制度」を構築する。**

私が緊急支援や生活保護申請同行で出会った方々は、２０代から４０代が大半で地方から首都圏にでてきた。地方では仕事がなく東京にでてきたが、非正規や派遣の仕事しかなかった。アパートも借りれず、寮付き派遣で住まいを確保するしかなかった。ネットカフェで暮らすしかなかった。これって「自己責任」ですか！連帯社会をバカにして新自由主義で弱者が切り捨てられても良しとした政治の責任です。
国や政府は、生存権を補償してください。困窮者にまず住まいを補償してください！私たちは「行政の下請け」組織ではない。今日も明日もSOSを受けたら「所持金が１０円しかない。死にたくないけど死んでしまう」と倒れそうになった人に会いにいく。でもこの仕事は君たちの仕事です！

私はダニエル・ブレイク一人の市民だ
それ以上でも以下でもない人間だ、
この世界は完璧ではなく、努力をしていても、真面目に働いていてもうまく行かないときもある。そういうときに支えとなるのが福祉であり、それはいわば戦場における病院の如きものだ。傷つき敗れた労働者はここでいったん休み、英気を取り戻し、また社会へと戻ってゆく。そういう存在であるべきである。
だが実際には職員らも心に余裕がなく、無礼なジャンパーを作るほどに追い込まれている。追い詰められた人間を、追い詰められた人間が門前払いする地獄絵図が展開されている。それを助長する政策を、グローバリストの政治家たちが推進する。

私たちは原発事故被害者と共に闘い、支え続ける。

1月24日の夜　江東区の東雲の国家公務員住宅近くで福島県から二倍請求を受けている避難者の皆さんと懇談しました。行き場のなかった避難者が”必要な支援も縮小、打ち切りされ、他に選択肢もなく、やむを得ず”2年間のセーフティネット契約にサインするしかなかった。契約書が説明もされず、押印を迫られた、期限を切った契約で、経済的精神的に追い詰められた避難者に対して、個別事情も考慮せず、一律に損害賠償・追い打ちをかけるのは権利の乱用と再認識。孤立させてはいけない。
●避難者の皆さんは、何も悪いことはしていない　それなのになぜ損害金を払わなければならないのですか。公営住宅に応募できないのは、非正規の仕事にしか就けないのは、収入が低いのは、当事者が悪いわけではありません。当事者たちの実情に政策があっていないのです。つまり当事者たちは原発事故の被害者でありかつ国、行政の無策の被害者であるのです。避難者の皆さんの人権を守り、生活困難を一緒になって解決していく事を約束しました。避難者の皆さんは、何も悪いことはしていない！

①２０１７年の住宅無償提供打ち切り自体が違法である。「子ども被災者支援法」「国際人権法」に照らしても、避難者への住宅補償として無償提供を継続すべきであった。避難先での自立プログラムを住宅支援だけでなく就労支援などもおこなうべきであった。
②経済的精神的に追い詰められた避難者に対して、個別事情も考慮せず、一律に損害賠償・追い打ちをかけるのは権利の乱用である。
③８年間の居住事実がある避難者の合意を得ることもなく一方的に継続入居を拒否するのは、生存権・居住権侵害に当たらないか。低線量被ばくの心配がある地域に一方的に帰還を強制してはいけない。